

指定、解除並びに分区の変更

1 指定、解除並びに分区の変更の内容

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条及び港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定に基づき、東京港臨港地区及び同分区の指定、臨港地区の解除並びに分区の変更を別図のとおり行う。

2 指定、解除並びに分区の変更の理由

港湾の管理運営上必要な地域について、土地利用計画等に対応し、臨港地区及び同分区の指定、臨港地区の解除並びに分区の変更を行うものである。

（注）臨港地区の指定及び解除については、おって東京都都市計画審議会の議を経て決定される。

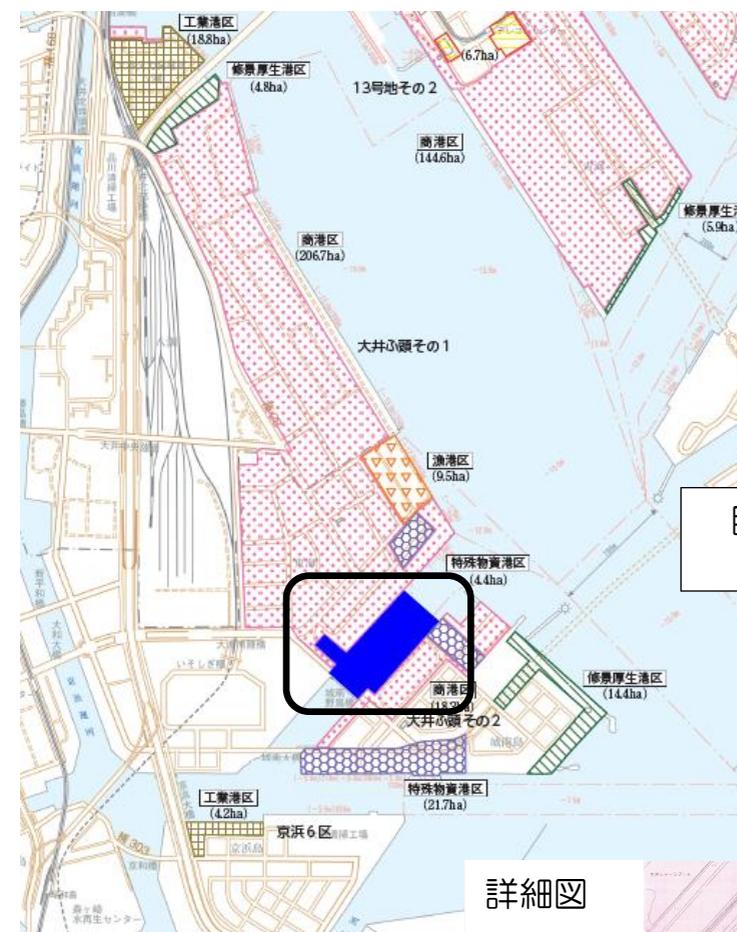
3 指定、解除並びに分区の変更箇所（別図のとおり。）

地区	所在	分区 変更前	分区 変更後
大井ふ頭 その1	大田区東海六丁目の一部	新規	商港区
月島ふ頭	中央区勝どき五丁目の一部	商港区	解除
大井ふ頭 その1	品川区八潮二丁目の一部	修景厚生港区	商港区
大井ふ頭 その2	大田区城南島五・六丁目の一部	特殊物資港区	商港区

1 臨港地区及び同分区の指定

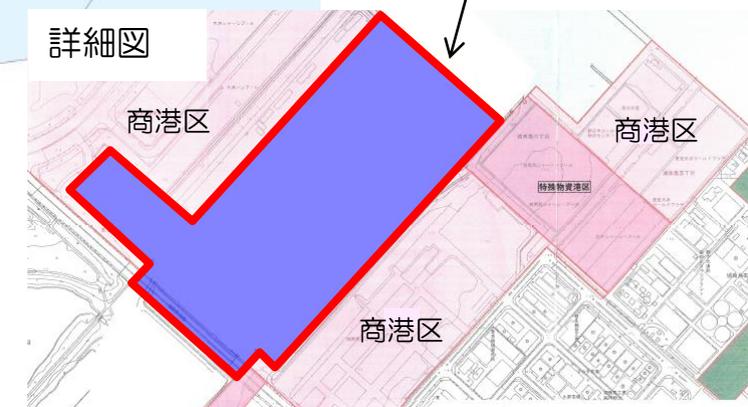
地区	分区	所在	面積 (ha)	指定理由	土地利用計画
大井ふ頭 その1	商港区	大田区東海六丁目の一部	21.0	コンテナ関連用地として利用するため	港湾関連用地、交通機能用地

位置図



臨港地区の指定面積：21ha
商港区

詳細図

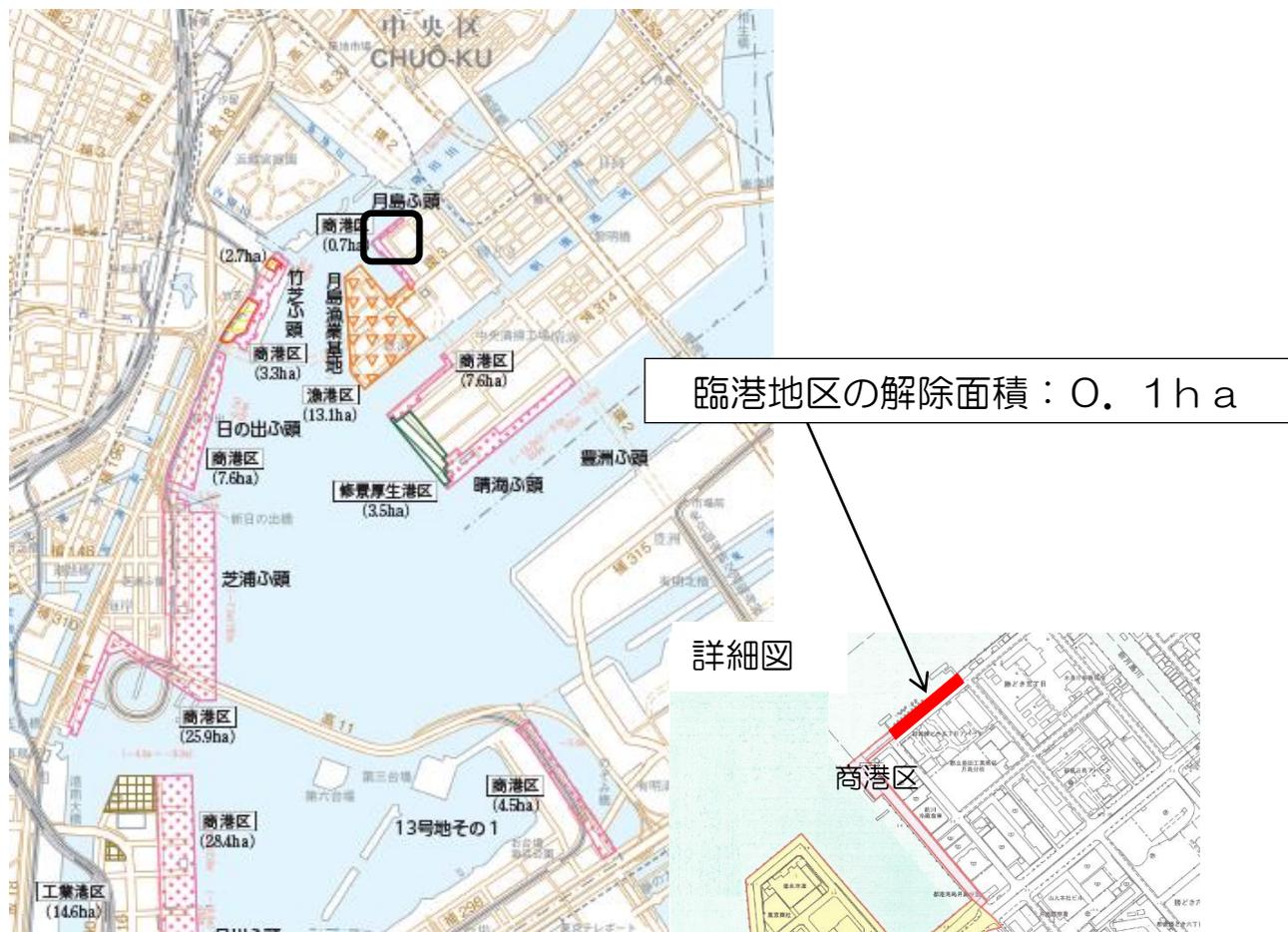


別図

2 臨港地区の解除

地区	分区	所在	面積 (ha)	解除理由	土地利用計画
月島心頭	商港区	中央区勝どき五丁目の一部	0.1	都市公園用地として利用するため	なし

位置図



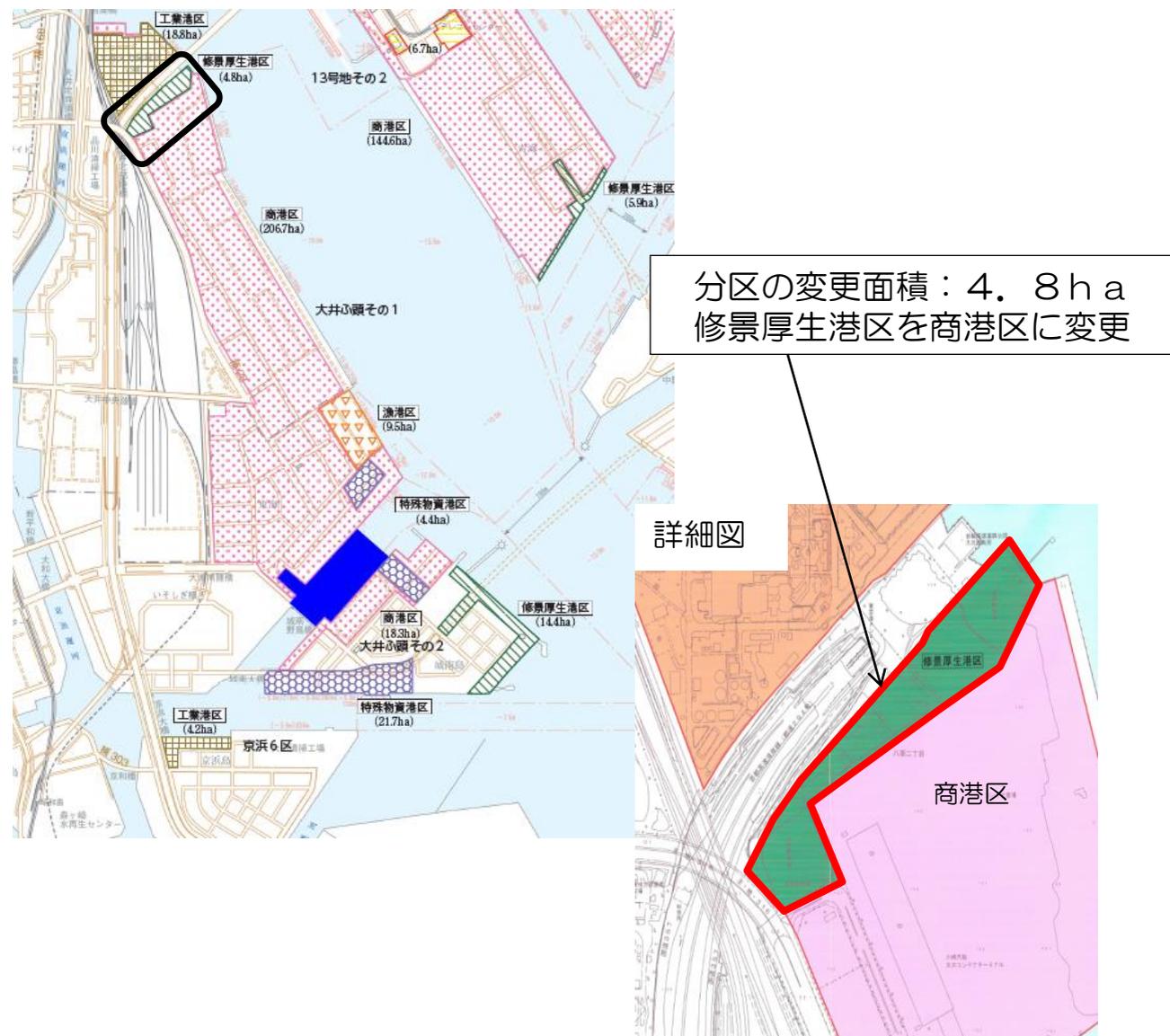
別図

3 分区の変更

(1) 大井心頭その1地区

地区	新分区	旧分区	所在	面積 (ha)	変更理由	土地利用計画
大井心頭その1	商港区	修景厚生港区	品川区八潮二丁目の一部	4.8	コンテナ心頭用地として利用するため	埠頭用地

位置図



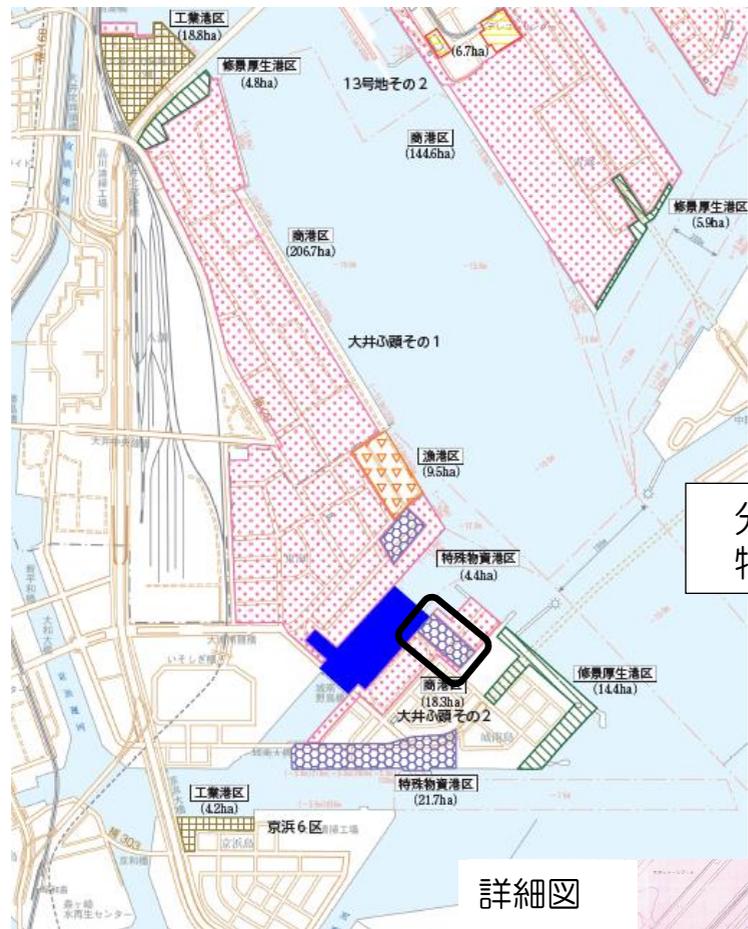
別図

3 分区の変更

(2) 大井ふ頭その2地区

地区	新分区	旧分区	所在	面積 (ha)	変更理由	土地利用計画
大井ふ頭その2	商港区	特殊物資港区	大田区城南島五・六丁目の一部	5.6	一般海上貨物を扱う港湾関係の倉庫用地として利用するため	港湾関連用地

位置図



分区の変更面積：5.6ha
特殊物資港区を商港区に変更

詳細図



4 臨港地区分区別面積増減表

(単位はヘクタール)

分区	既指定	新規指定	分区変更	解除	合計
商港区	599.2	21.0	10.4	△0.1	630.5
特殊物資港区	117.4		△5.6		111.8
工業港区	40.7				40.7
漁港区	22.6				22.6
保安港区	6.3				6.3
マリーナ港区	9.7				9.7
修景厚生港区	30.4		△4.8		25.6
分区無指定	201.8				201.8
合計	1,028.1	21.0	0	△0.1	1,049.0

(注) 表示未満は四捨五入した。